



埼玉県報

第 3048 号
平成 30 年(2018 年)
10 月 23 日
火曜日

目次

告示

- 地籍調査の成果の認証（土地水政策課）
- 地籍調査の成果の認証（土地水政策課）
- 地籍調査の成果の認証（土地水政策課）
- 土壤汚染対策法の規定に基づく要措置区域の指定の解除（水環境課）
- 土壤汚染対策法の規定に基づく要措置区域の指定の解除（水環境課）
- 平成 30 年度准看護師試験の実施（保健医療政策課）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 上里幹線土地改良区の役員就退任届（本庄農林振興センター）
- 幸手都市計画に関する公聴会の中止（都市計画課）
- 春日部都市計画都市高速鉄道の案の縦覧（都市計画課）
- 春日部都市計画道路の変更の案の縦覧（都市計画課）
- 富士見都市計画汚物処理場の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）

告示

埼玉県告示第千百十四号

小鹿野町における地籍調査の成果を、国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

平成三十年十月二十三日

埼玉県知事 上田清司

| | | | |
|------------|----------|-------------|------------|
| 調査を行った者の名称 | 調査を行った時期 | 成果の調査を行った地区 | 認定年月日 |
| 小鹿野町 | 平成二十八年度 | 地籍図四十三枚 | 平成三十年十月十七日 |
| | 平成二十九年度 | 地籍簿一冊 | |
| | | 若の一部) | |

告示

埼玉県告示第千百十五号

日高市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

平成三十年十月二十三日

埼玉県知事 上田清司

| | | | |
|------------|--------------|-----------------------------|------------|
| 調査を行った者の名称 | 調査を行った時期 | 成果の調査を行った地区 | 調査を行った年月日 |
| 日高市 | 平成二十六年度地籍簿一冊 | 日高第四十三―三地区（大字中鹿山、大字下鹿山の各一部） | 平成三十年十月十七日 |

告 示

埼玉県告示第千百十六号

川越市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

平成三十年十月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

| | | | | |
|------------|----------|-------------|----------------|--------|
| 川 越 市 | 平成二十八年度 | 地籍図十六枚 | 南古谷第二地区 | 平成三十年十 |
| | 平成二十九年度 | 地籍簿一冊 | （大字南田島の 一部） | 月十七日 |
| 調査を行った者の名称 | 調査を行った時期 | 成果の調査を行った地区 | 称地 | 年月日 |

告 示

埼玉県告示第千百十七号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定により、平成三十年埼玉県告示第百九十号により指定した区域の指定を次のとおり一部解除する。

平成三十年十月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 要措置区域としての指定を解除する区域

別図のとおり（埼玉県東松山市神明町二丁目五千五百十四番一の一部及び五千五百二十八番二の一部）

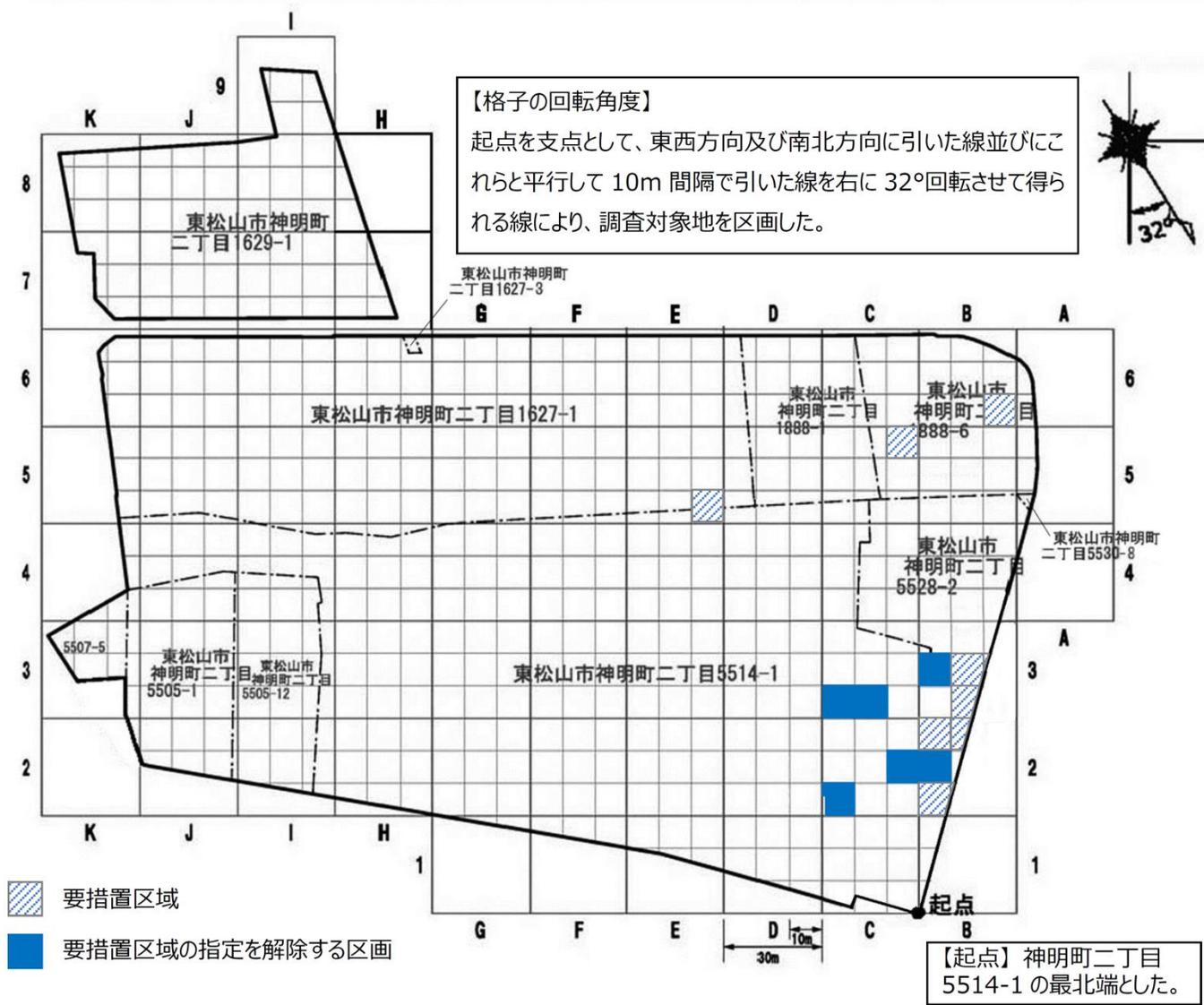
二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類

六価クロム化合物

三 講じられた指示措置等

基準不適合土壤の掘削による除去

別図



告 示

埼玉県告示第千百十八号

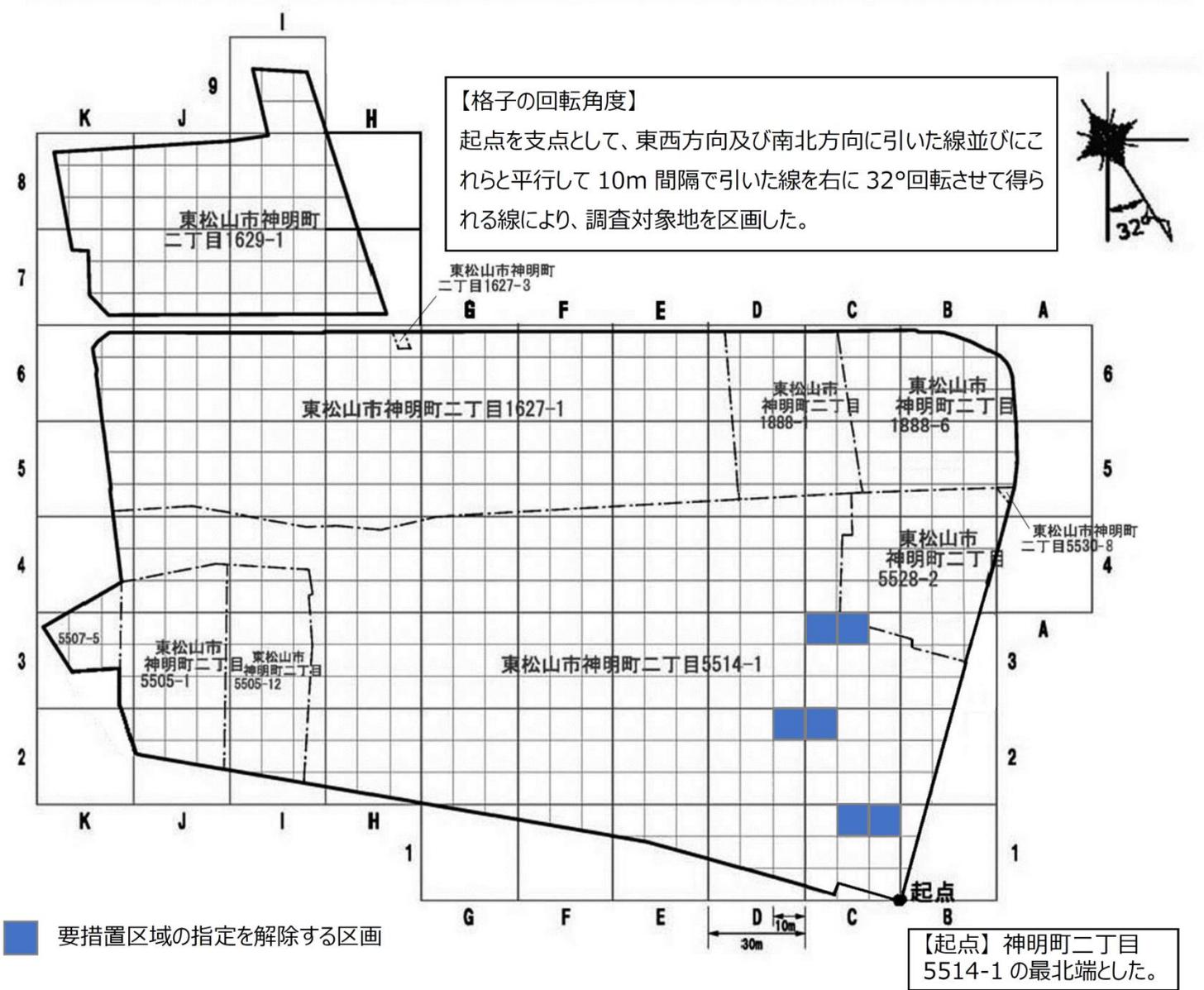
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定により、平成三十年埼玉県告示第八百七十六号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

平成三十年十月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 要措置区域としての指定を解除する区域
別図のとおり（埼玉県東松山市神明町二丁目五千五百十四番一の一部及び五千五百二十八番二の一部）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
六価クロム化合物
- 三 講じられた指示措置等
汚染土壤の除去

別図



■ 要措置区域の指定を解除する区画

【起点】神明町二丁目5514-1の最北端とした。

告示

埼玉県告示第千百十九号

保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第十八条の規定により、埼玉県准看護師試験を次のとおり行う。

平成三十年十月二十三日

埼玉県知事 上田清司

一 試験の期日及び場所

| 試験期日 | 試験場所 |
|---------------|---------------------|
| 平成三十一年二月十日（日） | 獨協大学（埼玉県草加市学園町一番一号） |

二 試験科目

人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護

三 受験資格

次のイからトまでのいずれかに該当する者

イ 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において二年の看護に関する学科を修めた者（平成三十一年三月に修業する見込みの者を含む。）

ロ 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に従い、都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者（平成三十一年三月に卒業する見込みの者を含む。）

ハ 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（短期大学を除く。）において看護師になるのに必要な学科を修めて卒業した者（平成三十一年三月に卒業する見込みの者を含む。）

ニ 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において三年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者（平成三十一年三月に修業する見込みの者を含む。）

ホ 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、都道府県知事の指定した看護師養成所を卒業した者（平成三十一年三月に卒業する見込みの者を含む。）

ヘ 外国の看護師学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に

相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣がハからホまでに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの

ト 外国の看護師学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者のうち、へに該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が適当と認めたもの

四 受験手続

イ 提出書類

保健師助産師看護師法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十四号）第二十七条に規定する受験願書及び書類

ロ 試験手数料

六千九百円を埼玉県収入証紙により納付すること。

ハ 提出期間及び提出方法

平成三十年十二月十二日（水）から十二月二十五日（火）まで

埼玉県准看護師試験センター（葛西郵便局私書箱百二十九号）宛の簡易書留によること。なお、提出期間最終日までの消印のあるものに限る。

五 合格発表の場所及び期間

イ 埼玉県

平成三十一年三月七日（木）午前十時から午後五時まで

ロ 埼玉県保健医療政策課ホームページ掲載

平成三十一年三月七日（木）午前十時から四月八日（月）午後五時まで

告 示

埼玉県告示第千二百二十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年十月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ベルク和光白子店

埼玉県和光市白子三丁目中央土地区画整理事業五街区五―一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

先般、九月二十九日（土曜日）、大規模小売店舗立地法第七条の規定に基づき、届出事業者により開催された説明会の内容に関連し、以下のとおり意見を提出する。

(1) 開店時刻及び閉店時刻について

届出事業者の説明（届出事項）によれば、今回、新たに設置を予定する店舗の開店時刻及び閉店時刻については、各々午前九時から翌午前零時までとしている。また、これに伴い、駐車場の利用時間帯を午前八時三十分から翌午前零時三十分としている。本件、店舗の設置予定地は、幹線道路（埼玉県道六八号練馬川口線）に面しており、周辺の住宅地からのみならず、これを利用した自家用車等による多数の来客が見込まれる場所でもあり、ロードサイド型店舗の新規開業地としては、好適地であると考えられる。

同店舗建設予定地の周辺には、既存の住宅地、並びに、特にその東側及び南側には区画整理事業により新たに設定された住居専用地域（第二種）が隣接しており、今後、同地域における住宅の逐次造営と共に地域住民の数も漸増して行くものと考えられる。なお、現時点において、先行して同地域内に新居を建て居住を開始している（あるいは予定の）住民の殆どは、過去およそ十年來の長きにわたり、様々の協議を経て（「白子三丁目中央土地区画整理組合」（設立：平成二十一年十二月二十日付）、漸くにして同所に安住の地を得た方々であり、かねて同地域に住まいしてきた方々である。新たに整備される同地域の未来に対し、大きな希望を抱きつつ、同時に、かつて住み慣れた自然豊かな、そして閑静な同地域の住環境の維持、保全を引き続き強く望んでいる。

この新たな住居地域の住民構成の特徴として考えられるのは、前掲のとおり、元々この地域の住民であり、今回、新たに区画整理地域内に家屋を新築された中高年層を主体とする方々に加え、今後、新たに転居して来られる方々の中には、若い世帯、特にその中には、乳幼児や学齢期の子供たちが含まれていることが想定される。よって、新たに同地域に進出しようとする店舗は、従来からある閑静な住環境の維持に加え、近隣住民の生活の平穩、安全の保持に対し十分なる配慮が求められるものと考ええる。

周知のとおり、該地周辺には保育園、幼稚園、小・中学校等があり、午前七時から九時半、午後三時前後は通園、通学時間帯となっている。よって店舗の開店時刻、加えて荷捌きや廃棄物の処理・持ち出しを行うための車両の出入りの時間帯については、これら通園、通学に係る安全確保の万全を考慮したものでなければならぬ。さらに、前述のとおり、高齢者の多い地域でもあり、来客並びに関係者車両等による交通安全確保に係る配慮についても同様になされるべきである。

また、夜間の営業時間については、隣接する住宅地の住環境の静謐、平穩維持に係る配慮として、営業時間は、遅くとも二十三時までにて完全終了とし、併せて、駐車場の使用時間についてもこの時間に沿った時間帯としていただきたい（戸田中町店は二十三時終了）。加えて、夕刻から夜間帯の駐車位置の指定等、近隣住戸へ騒音、排ガス等による影響の軽減についても店舗サイドによる配慮、対策がなされるべき。また、斯様な時間帯、夜間遅くまで駐車場、駐輪場等に滞留し、近隣に騒音を轟かせる等の不届き者の出現も予見され、十分な配慮とともに予めこのようなことが発生することの無い様、有効な対策を講じていただきたい（目的に如何に関わらず、駐車場の「閉店時以降使用禁止措置」を講ずべき）。また、営業時間中、店舗外における拡声器を使用した販促活動等も慎んでいただきたい。

(2) 自動車等による来店経路の想定（見込み）について

前回、九月二十九日（土曜日）に行われた地域住民への説明会において、同店舗への自動車等を使用した来店に係る説明があった。来店に係る往路・復路に係る主な経路として、前掲の幹線道路（埼玉県道六八号練馬川口線）及び坂下の市城通りを用いた出入りを主たる経路と認識している旨、紹介があった。しかしながら、その前段階で自ら説明されたとおり、当該店舗の最大の商圈を成増団地エリアを含む東側と捉えるのであれば、地元を知る来店者でそのような経路を採る者がどれほどいるのか甚だ疑問である。想定するにその多くは、市城通り吹上観音下交差点から狭い側道を斜めに上がる。も

しくは、同じく市城通り豊川稲荷下の交差点から細い坂道を斜めに切り上げるか、そのいずれかのルートを通り、現状においては比較的車両通行量の少ない、再開発地域の住宅地を抜けて店舗への進入路を確保しようとするであろうことは想像に難くない。ただし、この地域はいずれも通勤、通学路に該当し、前掲の保育園、幼稚園（しらか保育園、やまと幼稚園）等が含まれており、また、高齢者の多い地域でもある。よって、予め店舗への車両の進入経路を広範に絞り込むことにより、当該地域の交通の安全、静謐、平穩の維持を確保する必要がある。

先般、説明会に際し、本件について質したところ、経路案内用の「表示板」を設けるとの説明で、基本的にそのような問題はない、との回答であったが、「表示板」の設置が本件問題の解決に関して特段の効力を発揮するとはとても考えられない。運転手の心理として、より早く、より近い道を通って目的地に到達したいと考えるのが普通ではないか。「幹線道路で駐車場への入場待ちをしている車列の後ろに並びたくない。少しでも早く中に入りたい」と考えるのが一般的心理なのではないか。さらに、加えて申し上げれば、駐車場に入場できない車両が、幹線道路ではない住宅地域内の道路からの進入を試み、さらに列を成し、果ては、駐車場に入らず、同地域内路上に不法駐車を行うといった事象等、路上における各種問題発生への対応として、所要の箇所への誘導員の常設、のみならず時間帯、曜日や催事開催等に際しては、その数を増強する等、事故防止に予め対策を講ずべきことを約していただきたい。

公道から店舗駐車場への出入りは左折入場、左折出場が原則とされている。かかるに、本件店舗北側（リサイクルメディア館側）の駐車場の出口は左右いずれにも出られる表示とされていた。当該道路は店舗来客のみが使用するものではなく、住居地住民が県道に出る際に通行を要する道路であり、事故、混乱が生ずることのないよう、予め有効な対策を講じる必要がある。

なお、現状、本件、区画整理エリア内道路には道路交通法に基づくなんらの標識は無く、道路上の表示もなされていない状況である。今後、当該店舗施設の設置にさきがけ、可及的速やかに前掲の各種問題点を考慮した上で（道交法に係る）標識の設置、表示がなされるべきと考えており、その上で届出事業者側のいう「表示板」の設置がなされるべきと考える。施設の開業は、順調に行けば、今回の説明会開催から意見提出の経緯を踏まえ、来年五月一日（予定）とのこと。しかしながら、上述のとおり道交法上のルール（標識等）未整備等の特殊要因があり、よってこれら（標識、表示）の設置を待ち、

必要に応じ、再度、検討・確認・決定を行う等、経路設定等について地域住民の安全を考慮した改善措置を講ずべきことを事業者、地域住民双方間において予め文書等により明記、確認する必要がある。

(3) 渋滞緩和、騒音・大気汚染の緩和措置について

加えて、ロードサイド型の大型店舗でよく見られる幹線道路の渋滞誘発解消への対処も必要である。県道六八号練馬川口線（谷原方面）は、都内中仙道方面、また首都高島平出口方面から、また埼玉県側からは大宮バイパス經由で西進、南行し、都内各所向け、さらには関越、中央、東名各高速道路、果ては羽田空港に接続する幹線道路である。今回、出店が予定されている場所付近は、高島平方面から来ると、やや急な左巻きの坂を上ると、にわかには眺望が開け、長く緩やかな直線の下り坂となり、今回出店の予定地辺りから再び緩やかな上りに転じる。その様な土地の特徴からか、かねて交通事故が頻発しているエリアでもある。数年前には、正に今回の出店予定地内に車両が飛び込む死傷事故が発生している。いずれ交通量の多い幹線道路であり、曜日、時間帯によっては現在でも渋滞が発生している場所である。今回、店舗設置に伴い、この点を考慮し相応の対策を講じなければ、店舗駐車場入り口付近からの大渋滞、事故誘発といった事象の原因となりかねず、予め安全確保のための対応について、その具体的な内容を明記し、地域住民に対しても理解、周知が可能な形で説明、措置する必要がある。

貴店の当地開業は大歓迎。ただ、今回、開店に当たり、まず地域の平穏維持や交通安全への配慮や対策を万全とすることが、今後、地域に根ざす貴店舗として成長、発展を遂げて行くための第一歩ではないでしょうか。

なお、将来に向け地域住民との対話・交流を促進するとの観点から、店舗サイドにおいて、相談・苦情等の窓口（部署、役職を明示）を設けていただくことを提案したい。

二 縦覧期間

平成三十年十月二十三日から平成三十年十一月二十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課
埼玉県南西部地域振興センター

告示

埼玉県告示第千二百二十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、上里幹線土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成三十年十月二十三日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

| 職名 | 氏名 | 住所 |
|----|------|------------------------|
| 理事 | 山崎正弘 | 埼玉県児玉郡神川町大字新里五百六十四番地一 |
| 同 | 吉田信解 | 同 本庄市本庄二丁目四番八号 |
| 同 | 山下博一 | 同 児玉郡上里町大字神保原町五百九十三番地二 |
| 同 | 野中富男 | 同 本庄市杉山二十九番地 |
| 同 | 須賀淳吉 | 同 沼和田七百五十一番地 |
| 同 | 高橋武 | 同 久々宇百六十番地一 |
| 同 | 関根勇 | 同 傍示堂四百五十四番地 |
| 同 | 宮崎実夫 | 同 堀田九百二十八番地 |
| 同 | 新井弘 | 同 児玉町上真下三百八十三番地一 |
| 同 | 松本裕之 | 同 児玉郡神川町大字八日市二百二十六番地三十 |
| 同 | 木村豊 | 同 同 新里六百二十四番地一 |
| 同 | 荒井干城 | 同 上里町大字勅使河原九十八番地 |
| 同 | 松本勝房 | 同 同 藤木戸五百五十五番地 |
| 同 | 根岸正己 | 同 同 神保原町二千十一番地 |
| 同 | 小沼満明 | 同 同 七本木二百三十五番地 |
| 同 | 坂本均 | 同 同 大御堂百三十三番地 |
| 同 | 木村信雄 | 同 同 堤千六番地 |
| 同 | 中里実 | 同 同 金久保千二百五十八番地 |
| 同 | 松下高雄 | 同 同 八町河原二千五百七十三地二 |
| 同 | 関本勲 | 同 同 三町八百九十九番地 |
| 同 | 黒澤利夫 | 同 同 同 嘉美三百六十五番地一 |
| 同 | 高柳博明 | 同 同 同 神川町大字植竹千二百六十六番地 |
| 同 | 岡芹博 | 同 同 同 本庄市今井七百番地 |

二 退任

職名 氏名 住所

告 示

埼玉県告示第千百二十二号

平成三十年十月二日付け埼玉県告示第千六十八号で告示した幸手都市計画区域区分に関する公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

平成三十年十月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

告示

埼玉県告示第千二百二十三号

都市計画法（昭和四十四年法律第百号）第十七条第一項の規定により、都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年十月二十三日

埼玉県知事 上田清司

一 都市計画の種類及び名称

春日部都市計画都市高速鉄道東武鉄道伊勢崎線、東武鉄道野田線

二 都市計画を定める土地の区域

（東武鉄道伊勢崎線）

イ 追加する土地の区域

春日部市緑町一丁目及び六丁目、南一丁目、粕壁一丁目、三丁目及び四丁目、粕壁字八木崎及び浜川戸、梅田一丁目の各一部

ロ 削除する土地の区域

なし

（東武鉄道野田線）

イ 追加する土地の区域

春日部市粕壁字八木崎、中央一丁目、粕壁一丁目、南一丁目、粕壁東五丁目及び六丁目、牛島字古川、字三本木及び字熊ノ木の各一部

ロ 削除する土地の区域

なし

三 都市計画の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県越谷県土整備事務所、春日部市都市整備部都市計画課

四 縦覧期間

平成三十年十月二十三日から平成三十年十一月六日まで

告 示

埼玉県告示第千二百二十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年十月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称

春日部都市計画道路三・四・八号袋陣屋線

二 都市計画を変更する土地の区域

イ 追加する土地の区域

春日部市粕壁三丁目、粕壁字八木崎、中央二丁目の各一部

ロ 削除する土地の区域

春日部市粕壁三丁目、粕壁字八木崎、中央一丁目の各一部

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県越谷県土整備事務所、春日部市都市整備

部都市計画課

四 縦覧期間

平成三十年十月二十三日から平成三十年十一月六日まで

告 示

埼玉県告示第千二百二十五号

ふじみ野市から富士見都市計画汚物処理場の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成三十年十月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司